

## 令和4年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年9月1日から令和4年9月14日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年9月14日 午前10時00分

### 1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

### 2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

### 5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法	書 記	土 肥 奈々子

### 6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
政策財政課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代
監 査 委 員	仙 波 利 郎		





たいというふうに考えてございます。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

そのことについては、もう現在も進行しているのか、体制が組み立てられているのか、それをお聞きします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今現在も産休、育児休業等で休暇されている職員の部署につきましては、会計年度任用職員で人員的な配置をしております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

出産後のパパ育休ということで、今回の10月1日からだと思んですが、施行されて、前よりも柔軟な育休が取れるということで喜ばしいんですが、実はこの前の令和4年3月の定例会についても、この前段として改正がなされたところです。その3月の定例会での改正になった中に、勤務環境の整備に関するところ、措置が一番最後にあったんですね。それが18条として改正されたんですが、そのものというのが円滑に行われるように、いろんな職員に対する研修であるとか、相談体制の整備とか、そういったことを充実しなければならぬというような記述があったんですが、これらについては今年度4月以降、どのような体制を組んでおられるのか伺いたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

研修体制ということになれば、職員の業務に関する研修ということによろしいでしょうか。それらに関しましては、毎年度、町の職員の研修計画というものを策定しまして、それに沿って研修を履行しているというものでございます。

一つ目は県の自治研修センターで行っております定期的な職域での研修、職階での研修というものと、あと町独自の研修ということで位置づけております。採用のときには新規採用職員研修、あと定期的な中級者研修、あと役職がつけば役職のときの研修等々を受けておりますが、それに合わせまして、町の職員研修というのを年に複数回行ってございます。そちらは業務に関するもの、あと情報セキュリティーに関するもの、あとコンプライアンスに関するもの、あとメンタルヘルスに関するもの、様々な今必要である職員が身に着けるべき内容等について、研修を行っているところでございます。

また、今年度より、道の駅で職員、課長、班長以上、全職員が研修をするという研修も行ってございます。そのような様々な視点で行政を遂行できる基礎を身に着けるということで、研修については研修計画に沿って行っているところでございます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

全体の改正の中での主なところとしては、その育児休業の承認の請求が円滑に行われる。一般的な研修はもちろん今おっしゃってもらったとおりだと思うんですが、この育児休業、このことについて4月のときに改正になったのは、今まで勤務が1年間以上ないと駄目だとかいっぱいあったんですが、それがなくなって、就職すればすぐ誰でもが使えるという、そういうことも含まれたのですが、こういった育児休業、いろんな承認が若い方から、ご夫婦からもあったときに、そういった研修、それがスムーズに行われるように、育児休業についての研修ということに特化したものを伺っていましたが、もう一度伺いたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

それに特化した研修並びに周知というものは現実的には行っておりませんが、相談を受けた際には、これらの制度があり、取得することができますよという説明については個別にしているところでございます。本来であれば、自分たちの権利等々についての職員の知識というのは、こちらから伝えなきゃならないというふうに認識しておりますの

で、定期的な職員研修の際に、職員として認められた権利、あと職場、雇用する側の義務という部分については、分かりやすく説明する機会は設けていきたいというふうに考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

もう一点伺いたいんですが、今回の改正は育児休業に伴って2分割で取得ができるのか、そういう中身だと思うんですが、一般的に職員の方は皆さん理解が深いので、すぐ通知というか承知はできると思うんですが、これは一般の会社の方にも有効な案だと私は思っているんですね。一般の企業に対しての、こういう休業制度の変更に伴っていいところ、こういったPR、これによって、父親が、お父さんが休業するときに、この後の家庭の何ていうんですかね、いいところもいっぱいあって、出生率の向上にもつながるというデータもあることですから、一般の企業の方にもPRをしないといけないのかなと思っているんですが、そういった考えは、これからどうでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今、議員のご指摘の点は多様な働き方、あと働き方改革、あと多様性のある生き方という部分では、大変必要な事項だと認識しております。基本的には労働環境の中で労働法の改正、それらの権利の法の改正があった際には、大きい企業であれば社労士さんから、何ていうんですか、事業主のほうに通知が来るといふふうに認識しておりますが、小さい企業であったり、個人事業主の企業であれば、なかなかそこまで伝わらないということがありますので、今後、勤労者互助会や様々な商工会の組織と協議をし、そういう、何ていうんですか、制度的に法改正がされて、多様な働き方に関わる部分については情報を共有して、何らかの機会で皆さんのほうに周知することを設けていきたいというふうに考えています。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。  
この採決は起立をもって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第58号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第58号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

この改正の条例は前にもあったかと思うんですが、この中で均一の利率を課税する、適用となるのは二つ中に示されているんですが、それぞれの事業についての、これまで伸ばすまでの、今回の期限がきたところまで、件数とかというのは分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今回の改正する条例、改正前も含めまして、平成27年度からこの条例が施行された中で、坂下町実績ゼロでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第59号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第59号「権利の放棄について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎8番（山口 亨君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

委員会でも質問したところではありますけども、ばんげ公共サービスという会社は、法人格を持った株式会社です。株式会社である以上、株主の平等性という言葉があります。これはどんな、1株持った株主であっても、大株主でもあっても、権利は平等だよという意味であります。それと同時に、株主の権利と責任という言葉もあります。こういうことはもう当然のことです。

ということを見ると、2,400万円出資金株式を持った公共サービス、そのうち2,000万円の会津坂下町は大株主です。それに対して商工会100万円とか、JAも200万円とか、東邦銀行は100万円という、これも平成6年のできた当時から株式を持っているわけです。この平等性から考えても、責任と権利から考えても、坂下町だけが300万円を支出するということは、どうしても納得いかない。どうしてこうなったか、理由を説明してください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議員おただしのとおり、株式会社公共サービスは、法律上は会社法の適用を受ける株式会社でありまして、株主の権利責任については当然出資割合に応じて存在するというところでございます。株式会社ばんげ公共サービスは町が84%を出資している株式会社ですが、地方自治法上、長の調査権が及ぶこと、また毎年その経営状況の報告が求められる地方自治法上の出資法人、要するに町が出資しました第三セクターということになります。

第三セクターについては、利益を求める一方で、住民の福祉の向上といった公共的な役割を果たすということも求められまして、それらの事業を専門性と最少の経費で実行するためのものというふうに言われております。

そのようなこともありまして、これまで株主が有する経済的な利益を受けることのできる権利、要するに配当については、これまで全然実施をできていないということもございます。町以外の出資していただいている方については、自己の資産を運用目的というもので出資したのではなくて、地元の企業として、株式会社の社会性や公共性をご理解いただき、株主として会社の運営に参加をいただいたというふうに理解、認識をしています。

同じような事例としても道の駅の株式会社湯川会津坂下があります。今後、このような機会があるかどうか分かりませんが、ちょっと仮定の話になりますが、町が実施する事業についてご理解とご協力を今後お願いしたいというふうには考えておりますが、

出資金の回収が難しいということが、こういう前提になれば、株主を集めることも、これから困難になってくるのではないかというふうに考えております。

このようなことから、会社法の規定については理解ができますが、町以外が出資した資本金については、町としては全額を保全したいと判断したものでありますので、ご理解をお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

今の佐藤課長の答弁内容から聞いても、一部は理解するものではありません。しかし、私は反対の討論をさせていただきたいと思っております。

株式会社法におきまして、株主の平等と原則という言葉があります。さらに株主の権利と責任ということもござります。解散に伴う清算経費に充てるために資本金である株式の放棄を出資主体である町だけが負担するという事は、先ほども述べました平等の原則からも権利と責任からも到底納得することができません。株式会社津ばんげ公共サービスという法人を持っている株式会社である以上、出資している他の出資者からもそれ相当な負担をしていただくことは、当たり前のことだと思っております。

以上のことから、権利の放棄については反対の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号「権利の放棄について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第60号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第60号「工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

今回の変更については、施工延長を減に変更するということと、あと地盤について、土質の変更とか、発生土から再生骨材に変更するなどありました。それぞれに施工延長に対しては、どのくらいの増減があって、あと土質の変更とか、そういったことについては、どのくらいの変更があったのか、詳細についてお伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

まずトータルの契約金額は当初契約金額よりも減というような形になりました。まず、これの一番大きな理由とすれば、今五十嵐委員がおただしのよう、いわゆる一部路線、具体的には農道になりますけれども、こちらに本管を敷設予定だったものが、実際、圃場の耕作期と重なってしまったということでございまして、最終的に延長を減らさざるを得なかったと。

今ちょっと手元に具体的な数字の資料がすぐ出てこないんですけれども、その後の土質等々につきましては、その前の定例会でも別な下水道の工事の変更契約がございましたけれども、同様に発生土をそのまま利用する予定だったものが、締固め適さなかった

というようなことで、こちらの分については、増額の変更をしてございます。その分については増額になっておりますが、トータルでは施工延長がかなり短くなったことによる、いわゆる土工の部分で減額になってしまったと。細かい数字については、改めて後ほどちょっと報告させていただきたいと存じます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

今回の変更については少し契約金額が減っていると。施工延長は減になったけれども、様々な部分で増になっている部分と合わせてトータルでは若干減っているということでもありますけれども、上口工区における下水道のこの工事というのは、トータルで何かそこに提供するには必要な工事がまだ残っているけれども、ここまでしかできないということなのか、トータルでこれは工事費が増えるのか減るのか、よく分からないと。この上口工区の全体についてね。何かそういうふうになんかちょっと分からない点がありまして、少し説明いただきたいと思います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今回発注したものは昨年度からの繰越工事になっています。当然施工延長を短くしたというようなことで、現年度、令和4年度においても同じ、いわゆる上口工区を含む工事の発注をしてございますので、今回のこの契約の工事が上口工区において、全てだということではなくて、当然国道の北側、南側も含めまして、今後継続して本管の延長をしていく予定を組んでおります。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

ということは、この上口工区の工事にかかる分については、特に今回減ったというか、今当面やらずにちゃならない部分は、耕作期と重なった関係とか様々あって、短くした

ために減っているけれども、この上口工区全体の工事費が安くなったわけではないという  
ことで捉えてよろしいでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

そう捉えていただいて結構でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第60号「工事請負契約の一部変更について」を採決いたします。  
この採決は起立をもって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第61号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第61号「令和3年度会津坂下町水道事業剰余金の処分について」を議  
題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第61号「令和3年度会津坂下町水道事業剰余金の処分について」を採決いたします。  
この採決は起立をもって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎決算特別委員会委員長の報告

◎議長(水野孝一君)

日程第7、決算特別委員会に付託しておきました議案第62号「令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第69号「令和3年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの8件を一括議題といたします。  
一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(加藤秀法君)

議案第62号 令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第63号 令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第64号 令和3年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第66号 令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第67号 令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 令和3年度会津坂下町水道事業会計決算認定について

◎議長（水野孝一君）

議案の審査経過及び結果についての報告であります。決算特別委員会委員長の報告書がお手元にお配りされております。審査には全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。

会議規則第41条第3項の規定に、会議に諮ってこれを省略できるとあります。

お諮りいたします。

改めて委員長からの報告を求めず、これを省略することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、改めて委員長からの報告は求めず、これを省略することにいたします。

これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

決算特別委員会委員長、登壇願います。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司決算特別委員会委員長。

◎6番（渡部正司君）（登壇）

決算特別委員会委員長の渡部正司でございます。

それでは、順を追って質疑をお受けしたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

議案第62号から議案第69号までに対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第62号「令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」、まず、反対の討論の発言を許します。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

議案第62号「会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」反対の立場から討論をいたします。

財政健全化とともに、コロナ対策に努められている中、非常に難しい予算編成の中、粛々と事業を執行されたことは一定の評価をしたいと思います。

しかしながら、議会には行政を評価しチェックする監視機能がございます。固定資産税の付加業務では、課税標準特例適用漏れなどによる過誤の還付があり、その主たる要因はデータ入力ミスなど、チェック体制の確立がなされていないことが明らかになりました。

また、教育費におかれましては、請求確認漏れによる支出遅延があり、年度末や出納閉鎖期間内の不用額点検がなされていないことが明らかになりました。

いずれも、明らかになった時点で議会への報告がなぜなかったのか、議会軽視と言わざるを得ません。

当町におきましては、過去に不適正事務処理により、懲罰の対象になった事案がありました。再発防止施策は具体的になされていたのでしょうか。機能しているのでしょうか。今回は適切な処分がなされているのでしょうか。コンプライアンス、ガバナンスに問題がないのでしょうか。私は非常に危惧をしています。

今回の件は、対象者や企業に多大な迷惑をかけていないのでしょうか。過去の懲罰等の経緯も踏まえ、行政を評価し、チェックする監視機能がある議会、その1議員として看過できるものではございません。

社会変化に対応した行政運営、行政サービスの提供により、第6次会津坂下町振興計画に掲げた町の将来像へ向かって、適切な事務処理をしていただきながら、着実に進んでいただくことを切に要望をいたしまして、反対討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎9番（渡部順子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、渡部順子君。

◎9番（渡部順子君）

議案第62号「令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の立場からご意見を申し上げます。

令和3年度一般会計の決算額は歳入総額98億6,126万円に対し、歳出総額94億3,710万2,000円となっており、実質収支といたしましては3億8,121万9,000円の黒字となりました。

歳入におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自主財源の根幹である徴税収入の落ち込みが危惧される中、徴税の収入済額は前年度比こそ減少したものの、徴収率につきましては、町徴税全体で、97.37%と高い水準を維持しております。

歳出におきましては、住民の安全安心な生活を守るために、地区要望に対応した道路補修工事等を実施され、例年になく降雪による除雪作業に対しましても、予備費は補正予算により除雪体制を強化し、迅速に対応がなされました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下においては、財政運営についてもより創意工夫が求められるため、今後とも適切な予算執行に努められ、尽力されることをご期待申し上げまして、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定に賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、反対討論の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

議案第62号「令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の立場から意見を申し上げます。

財政健全化が大きな課題となる中、令和3年度一般会計歳入歳出決算の実質収支は3億8,121万9,000円となりました。

歳入においては、自主財源の収入済額が前年度と比較して4億5,296万4,000円増加しております。特にふるさと納税が前年度と比較して2億1,402万9,000円増加し、驚異的な伸びとなっております。新しい返礼品を加えるなど、創意工夫のたまものだと考えられます。

歳出においては、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を最大限活用した会津坂下町生活支援事業により、感染対策、また経済対策を実施したことや、令和3年度米の米

価下落を受け、稲作経営持続化支援補助金を創設し、農業者の事業継続を支援するなど、各担当部署においても真に必要な事業を見極め、的確に各事業を執行されたと考えます。

また、令和3年度では、歳計余剰金等を財源に基金積立を実施したところ、令和3年度末の財政調整基金残高は前年度比1億8,178万4,000円増の6億3,378万3,000円に。行政センター建設基金残高は1億8,772万8,000円増の5億8,177万9,000円増と大幅に増加しました。

財政健全化アクションプランを基に、町財政の健全化は確実に前進しており、また庁舎建設に向け1歩踏み出したことは古川町長をはじめ、職員の皆様の努力の結果であると評価するものです。アクションプランにおける財政シミュレーションでは、厳しい財政状況が、あと何年続くとの見通しではありますが、住民サービスの維持向上と安全安心な生活の確保は行政と議会の責務であります。

財政の健全化を最重点課題としながらも、第6次振興計画に掲げる「みんながつながる」の基本理念の下、「住み続けたい、やりたいことがあふれるまち」の実現を目指して、創意工夫、協働のまちづくりによる各種施策の展開を進めることを要望いたします。令和3年度一般会計歳入歳出決算認定に賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

議案第62号「令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について」認定するに賛成の立場から意見を申し上げます。

決算については、多岐にわたっての膨大な執行であり、完璧に全てが執行され、全ての町民から信任を得ることはかないません。監査意見書の中での指摘、決算委員会での委員からの質疑への指摘、また執行部の反省答弁もありましたが、おおむね大過なく執行されたと評価し賛成するものです。

決算委員会では、認定するに賛成多数で決せられましたとの委員長報告であります。新庁舎建設に当たっては土地購入費庁舎建設用地470万円の執行について、何ら異論はありませんでしたので、容認したと言えます。決算認定において、賛成多数というお墨つきを得たことですので、迷うことはありません。粛々と決定済みの新庁舎位置に建設計画を進めるよう進言するものです。

以上を申し上げ、認定するに賛成の討論とします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号「令和3年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、議案第63号「令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号「令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、議案第64号「令和3年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号「令和3年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、議案第65号「令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号「令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、議案第66号「令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号「令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、議案第67号「令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号「令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、議案第68号「令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号「令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

続いて、議案第69号「令和3年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」の討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第69号「令和3年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

◎議案第70号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第8、議案第70号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

聞き漏らしだったら申し訳ございません。明細書18ページの農業振興費、県オリジナル米産地協力強化支援事業とあるんですが、これは誰から誰に渡されるお金でしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

こちらにつきましては、県のほうから産地オリジナルということで、「福、笑い」の味覚分析器のほうを町の5経営体のほうに、いわゆるリースで購入するような形になりますので、それに対しての補助ということになります。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

歳入の部分の6ページなんですけども、15款県支出金3項県委託金5目の土木県委託金なんですけども、この140万3,000円の増額、補正増なんですけども、旧宮川河川浄化事業委託金とあります。これについて支出の部、歳出の部20ページにおいても8款3項1目同額で140万3,000円増額補正となっております。同じ額で支出しているということです。これは福島県からの委託事業で、河川においてどのような内容の浄化事業になっているのか、その中身について、内訳についてお伺いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

こちらの事業につきましては、県からの委託を受けて、いわゆる河川の堤防ののり面の草刈りが主な内容でございます。今般140万円ほど増額という形になりました。内容につきましては、旧宮川の堤防のいわゆる農地側、東側と西側がございしますが、場所的には丈助橋から下流域の部分について、変更をしたというようなことをご理解をお願いします。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

これは県からの受託事業の性質上、あくまで最終的に不用額等が生じた場合、返納、返金になると思うんですけども、非常に140万3,000円ということで、歳入歳出同額であって、不用額は1円も生じていないという部分なんですけども、どのような決算、支出内容になっているのか、お伺いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当然、議員がおただしのように、最終的に草刈り作業が終わった際に、その面積は当然確認をいたします。計画の面積に対して増減があれば、そのときにまた改めて精算をさせていただくというような形でございますので、当然、草刈りの面積が計画面積より減になれば、いただく委託金については当然減で、再度補正をかけさせていただくような流れになります。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

これは参考までにお伺いしますが、昨年度、歳出の部で2目の河川維持費130万円、これと同じ内容ですか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

河川維持費とは別です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

6ページです。今ほどのページなんです、この中の4目農林水産業費県補助金の中に、899万3,000円と3件が記載してあります。説明でも少し聞いたところではありますが、この3件について、それぞれもう一度細かく教えてください。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

こちらの3件についてご説明を申し上げます。

まず、産地生産力強化総合対策事業補助金でございますが、こちらのほうは、サツマイモを作っている事業者さんに対しまして、いわゆる機械5台分の補助ということになってございます。補助率は10分の4でございます。

次に、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金でございますが、こちらのほうは鳥獣被害対策の部分でございまして、2地区の部分でございまして、10分の10の補助で電柵等の設置に関する部分を補助する事業でございます。1地区200万円掛ける2地区でございます。

次に、県オリジナル米産地力強化支援事業でございますが、先ほども申し上げましたが、食味分析器の購入ということで、「福、笑い」、オリジナルブランドの商品でございますが、そちらの米の食味機器を購入するということで、5経営体の方が共同して、購入するような形になりますので、それに対する補助という形になります。

以上でございます。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

ありがとうございます。その中で、二つ目の野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金について再度伺いたいんですが、電柵というところでありましたが、これは山際のほうで勝方地区とかが持っているかと思うんですね。それがどんどん、もっと山のほうの北側のほうの山際までもどんどん進むのかなと思っているんですが、今後の展開について、町の方針等があれば教えてください。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

こちらのほうは、県の事業と協力してやっていく今の事業でございます、地区としましては、具体的に言ってしまいますと、杉地区と和泉地区でございます。先ほど申し上げたとおり、だんだん北側にももちろん行っている部分はございまして、その地区ごとにやっぱり協議をしながら、県とも協議をしながら、いわゆる鳥獣対策、被害対策に対して、どのように取り組むかということで、町と県と地区で協議をしながら進めているところでございます。

なかなか地区がまとまらないと、県の補助というのも受けられませんので、地区に協力していただきながら、町もそれに付加してやっていくという形になってございますが、今後は地域間をつないだ中でやっていかなければならない、もちろん市町村もですけども、そういう形でやっていかなければならないという部分は当然あるんですが、まずはその地区を守っていくということが一つの戦略でもありますので、地区を守りながら、だんだん広域化していくということで考えていきたいというふうに考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

7 ページです。財産売払収入で、公用車等、説明では旧の町長車というふうに聞きました。これに対して広報でも示していた物件かなと思うんですが、具体的に応募は何件

で、当初見込額との差というのはあったのでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議員おただしのおり、広報で一般競争入札で売買をしたということで、町内限定ということで、まずやらせていただいて、2者の応募がありまして、1者はそういう自動車販売業者、1者は個人ということでしたので、ちょっと最低制限価格の設定が公表はしてあったんですが、ちょっと今幾らかというところは分からないんですが、数万円ほど予定価格をもちろん公表していますので、予定価格よりは高い金額で購入をしていたというところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

21ページの消防費なんですけれども、分団運営費が43万9,000円減の消防団施設整備交付金が185万円ということなんですけど、説明によりますと、分団に25万円と、あとポンプ操法で10万円というようにお話であったように聞いたんですが、この設備交付金と、分団運営費とは全く関係ないのか、どんなあんばいになっているのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

まず、消防団の分団運営費、今回43万9,000円を減額させていただいております。令和4年度の当初予算編成時にも消防団の分団、消防団員の手当を増額し、その分団手当、あと班割りでの分団で使用するものを減額してきたという経緯で、令和4年度の予算編成をしまりました。

その中で、分団で使えるお金がなくなってしまうことが、やはり支障をきたすということで、幹部会のほうで話題となりました。

その費用をどうするのかということで、考えられるのは、一つに増額されました消防団員の手当を一部分団で使えるお金に還流して戻すという考え方。二つ目は、不足する部分を地区、区、自治会のほうに負担をお願いし、何とか財源を確保するという二つのことが、やらなければどうしてもできないということとなったため、今後、消防団の分団の運営にかかります様々な費用、多くは屯所の修繕であったり、様々な消耗品の購入、またはポンプ車、またはポンプのいわゆる消耗品的なものを購入するためには、ある程度一定額が必要だという議論をした中で、6月、7月に区長、自治会長さんからいただいた町への要望の中で、その消防団手当が何とか町の交付金を復活していただかないと、区からさらに支出が多くなってしまおうという要望を受けまして、消防団幹部会と町で協議した結果、消防団施設整備交付金という形で、言い方は悪いですが、復活的に増やさざるを得ないという判断に至りましたので、一分団25万円、7分団で175万円。

またポンプ操法、今回コロナで結果的には中止となってしまいましたが、第3分団で1か月以上にわたる訓練をしていただいて、そのときにはちょっとした、何ですか、ホースの巻き取る機械が必要だということが分かったり、それらの、朝また晩の活動のときに飲物であったり、ちょっとした軽食を準備しなきゃならないということが分かりましたので、それらのポンプ操法の出場する分団には10万円、合計185万円、これは最低限必要だろうという結論に至りまして、今回補正予算で計上させていただいたところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

19ページの8款2項2目14節工事請負費260万円、石畳にするというふう聞いたんでしょかね。ちょっと、内容がもう少し分かりませんので、詳細についてお伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今回の補正で上げさせていただきました箇所は、八幡神社前通り線でございます、こちら街なみ環境整備事業で、石畳といいますか、タイル張りにしてあるところがございます。今般、上水道の本管を入れ替えさせていただくに当たって、仮復旧ではなくて、

ここは当然整備計画にも上がっていたところでございますので、上水道の工事が終われば、すかさず建設課のほうで本復旧、舗装工事にしたいと。中身はアスファルト舗装で実施する予定をしております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

先ほどの消防費なんですけれども、この場でご確認させていただきたいんですが、消防施設に関しては消防施設の管理計画があると思います。それに基づいてこれまでやってきたわけなんですけれども、当然ながら、今後も大規模の修繕等については、それに基づいてやっていくという考えでよろしいでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

消防施設の整備、また更新に関しましては、その整備計画に基づいて行ってまいります。また、新たな財源として、県の補助、国の補助、様々な財政支援を受けられるものがありましたら、それを前倒しして、加速化していくというような考えでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

今の八幡地区の石畳ではないんですけど、レンガということなんですけども、景観も含めてやるんでしょうけども、ただ心配なのは冬の間の除雪とか、あと若松市内の何ていうのかしら、四つ角から向こうに行ったところが、もう剥がれていますよね、道路が。相当痛みが激しいと思うんですけど、その点については考慮なされているんでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

あそこの道路については先ほども申し上げましたとおり、街なみ環境整備で石畳風に整備をさせていただきました。しかしながら、やはり冬場の除雪に関しましては、なかなか大型の除雪機が入ると、やはり石というか、タイルが割れてしまうと。がたつきも出ているというような状況で、地元の行政区からも何とかしてほしいという要望は上がっていた箇所がございます。

よって、たまたま今回上水道2回ほど本管破裂をしたような経過がございましたので、本管につきましては、ちょうど八幡様のちょっと西側に消火栓がございまして、そこまでについて入替え工事をさせていただくというようなことでございまして、併せて仮復旧ではなくて行政区要望にも対応した本復旧でなおかつ除雪に支障のないアスファルト舗装で施工したいというふうに考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第70号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」を採決いたします。  
この採決は起立をもって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

休憩のため休議といたします。再開は11時20分といたします。 (午前11時07分)

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。 (午前11時20分)

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

先ほどの日程第5、議案第60号「工事請負契約の一部変更について」の中で、五十嵐議員からの質問に対して、一部答弁を保留した箇所がございましたので、改めまして変更の概要についてお答えさせていただきます。

まずは、施工延長でございます。当初設計では597.2メートルから125.82メートル減の471.38メートルに変更してございます。

次に、再生骨材であります。当初設計では662立米に59.9立米増の721.9立米に変更してございます。

次に、交通誘導警備員であります。当初設計179人に対しまして、171人増の350人に変更してございます。

それから舗装復旧面積であります。当初設計では560.7平米に対しまして、60.8平米増の621.5平米に変更してございます。

最後に残土処分量であります。当初設計739.9立米に54立米を増加しまして、793.9立米に変更したところでございます。よろしく願いいたします。

◎議案第48号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第9、議案第71号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第72号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第10、議案第72号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第73号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第11、議案第73号「令和4年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号「令和4年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第74号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第12、議案第74号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
本案に対する質疑はありませんか。

◎ 8 番（山口 享君）

議長、8 番。

◎ 議長（水野孝一君）

8 番、山口享君。

◎ 8 番（山口 享君）

3 ページ諸収入の中で雑入、消費税還付338万8,000円ほど減額になっている、この理由を教えてください。

◎ 建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎ 議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎ 建設課長（古川一夫君）

これに関しましては、令和3年度中に工事を予定していた箇所が、道路管理者の指導等によりまして、冬場の工事ができなくなったというような部分で、それ相応の消費税部分が減額といたしますか、対象外となってしまったことによる減額補正となります。

◎ 議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎ 議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎ 議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第74号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。  
この採決は起立をもって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第75号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第13、議案第75号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第76号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第14、議案第76号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第76号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。  
この採決は起立をもって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎請願第6号の報告・質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第15、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第6号「只見線が地域に活力を与えるような列車運行をめざし、JR東日本により良いダイヤ改正を求める請願について」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎7番(佐藤宗太君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番(佐藤宗太君)(登壇)

1、請願第6号「只見線が地域に活力を与えるような列車運行をめざし、JR東日本

により良いダイヤ改正を求める請願」は賛成全員で採択するものと決せられました。

委員からの意見といたしましては、沿線町村にも出されているようだが、採択か不採択か意見が分かれているようである。理由は、これはJRが決めることなので、採択しても要望くらいしかできない。要望だけであっても採択してよいと思う。要望は要望として出していかなければ何も進まない、声を出すことが大事で採択すべき。JRは一民間企業であり、民間企業に要望を出すのか理解に苦しむ。どこに意見書を出すのか疑問である。今回の再開発に向けて声を上げる時期であると思う。どこに意見書を提出するかが疑問である。地方自治法第99条の規定を考慮すると、宛先を福島県知事、福島県議会議長に絞ることができるのではないかなどの意見がございました。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

請願第6号について質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

請願の採択というご報告でありました。議論の中身を少し聞かせていただきたいんですが、請願書の中には通学者にとって青少年育成を考慮したダイヤの取組というふうに記載があります。その説明で請願書の中には、降車時間帯が児童生徒にとって深夜徘徊の時間帯でありという、好ましいダイヤではないということがあったんですが、今回このように出された中には、青少年育成を考慮したダイヤというのは、どのようなことを想定されたのか。実際私たちが高校生のときに、このラインを使用した際には、もっと遅いものがあつたら、もっといろんな活動ができたのにな、なんて思ったことも度々あつたわけなんですけど、この青少年育成を考慮したダイヤの取組というのは、どんなことをイメージされてのことかなど。もし議論が存在していたら教えてください。

◎7番（佐藤宗太君）

議長。

◎議長（水野孝一君）

どうぞ。

◎7番（佐藤宗太君）

青少年の観点からでございますが、請願者の意図を踏まえますと、夜間の便を青少年育成の観点からふさわしくないというような解釈をしてしまいますと、請願者の意図である観光客の方にとっても使いやすいダイヤ改正というところとの矛盾が生じてしまうということで、そこに関しましては、4時以降から夜間までの空白の時間がダイヤがな

い時間帯があるということで、そちらのほうの増便を要望するような形に持っていきたいということで、委員会の中では議論がなされました。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

総務の中では宛が県知事と県議会議長宛になっていますが、JR東……

◎4番（赤城大地君）

議事進行。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地。

◎4番（赤城大地君）

請願の部分でございますので、意見書まではいかないと思うんですけど、なおご判断願います。

◎議長（水野孝一君）

一時休議にします。

（午前11時35分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時36分）

申し上げます。請願の中身についてでございますので、宛先についてはこの後になりますので、よろしく願います。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第6号「只見線が地域に活力を与えるような列車運行をめざし、JR東日本により良いダイヤ改正を求める請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第6号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議員提出議案第12号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第16、議員提出議案第12号「只見線が地域に活力を与えるような列車運行をめざし、JR東日本により良いダイヤ改正を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

議員提出議案第12号「只見線が地域に活力を与えるような列車運行をめざし、JR東日本により良いダイヤ改正を求める意見書（案）」の説明を申し上げます。

令和4年10月1日、悲願でありました只見線が全線再開通となります。

平成23年の豪雨災害により、会津川口・只見間が不通となってしまいました。関係各位のご尽力により巨額が投入され、全線再開通の運びとなりましたことは、只見線沿線住民だけでなく、会津地域・福島県民の大きな喜びであります。

ダイヤが発表されました。ダイヤ改正は会津地域の活性を期待されていると信じて大きな期待を寄せていました。しかし期待どおりとは言えない、豪雨災害前とほぼ同様のダイヤでありました。

只見線は会津川口・只見間が不通の期間において、地域の方々の知恵と努力により、

魅力度が格段にアップしました。日本だけでなく世界に認知された魅力ある鉄道路線として、多くの観光客が訪れました。その間SL運行、トロッコ列車運行、ビューポイントの整備、霧幻峡の渡し舟、映画の作成などの取組により、大きな効果を上げました。

只見線は日本を代表する観光路線鉄道であり、通学者をはじめ地域生活者にとって欠かせない、かけがえのない重要な生活路線でもあります。

今回のダイヤ発表を評価しますと、利用者側のニーズに合っていない。観光利用客は乗車しにくいダイヤです。会津の利用者でさえ利用しようとしても利用しにくいのです。ましてや遠方より観光客には乗れない、乗りたい区間が制限されたダイヤです。魅力度アップのために惜しみない努力をした方々の知恵と努力をさらに生かしていくためにも、列車の運行延伸・休日列車の増発が必要でないでしょうか。

については、1、観光客のニーズに合った列車の運行のため、列車の運行延伸、休日列車の増発等ダイヤ改正について、JR東日本と協議をすること。

2、通学者にとって青少年育成を考慮した利便性の高いダイヤ改正をJR東日本と協議をすること。

3、生活路線として地域の利用促進を考慮したダイヤ改正をJR東日本と協議をすること。上下分離方式という、日本で初めての鉄道路線運営です。その特性を生かし、以上の3項目について、今後のダイヤ改正に取り組んでいただきたく要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月14日

福島県河沼郡会津坂下町議会

福島県知事、福島県議会議長宛

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

改めて、宛名が県知事と県議会議長宛になっていますが、総務の中でJR東日本という話は出なかったのでしょうか。入れなかったかどうか、ちょっと。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、総務産業建設常任委員会委員長

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

出ませんでした。

◎議長（水野孝一君）

ほかに。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

私個人としては、入れるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、総務産業建設常任委員会委員長

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

議会は民間企業に要望とかする機関ではありません。あくまでも県とか国とか行政機関への意見書提出ということが地方自治法第99条の規定にございますので、そのルールにのっとって民間企業へは出さないという判断になっています。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第12号「只見線が地域に活力を与えるような列車運行をめざし、JR東日本により良いダイヤ改正を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議員提出議案第13号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第17、議員提出議案第13号「会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）（登壇）

議員提出議案第13号について説明申し上げます。

会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第112条及び会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年9月14日提出

提出者	会津坂下町議会議員	小畑博司
賛成者	同	目黒克博
同	同	蓮沼文明
同	同	物江政博
同	同	赤城大地
同	同	横山智代
同	同	渡部正司
同	同	佐藤宗太
同	同	山口享
同	同	青木美貴子
同	同	渡部順子
同	同	五十嵐一夫
同	同	酒井育子

会津坂下町議会議長 水野孝一様

提案理由につきましては、委員会のオンライン開催を導入するに当たりまして、改正

が必要である項目を改善するためであります。

「会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例」、会津坂下町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第13条の次に、次の1条を加える。

委員会開会の特例、第13条の2、委員長は新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延または大規模な災害等の発生等により委員会を開催する場所への委員の参加が困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条文において「オンライン」という）を活用して、委員会を開会することができる。

2、前項の規定により開会する委員会において、オンラインによる出席を希望する委員はあらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3、前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、この条例の適用において委員会に出席したものとみなす。

4、オンラインを活用した委員会の開会方法、その他必要な事項は議長が別に定める。  
第18条第1項中、委員会の次に「第13条の2、第1項の規定により開会するものを除く」を加えるであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上、説明いたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第13号「会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議員派遣の件

◎議長（水野孝一君）

日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

内容について、職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和4年9月14日

会津坂下町議会議長、水野孝一

1 福島県町村議会議長会主催議員研修会

(1) 目的 二元代表制による議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る

(2) 派遣場所 福島県郡山市

(3) 期間 令和4年10月24日（月）

(4) 派遣議員 議員14人以内

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、会議規則第127条の規定により議員の派遣をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続審査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第19、継続審査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続審査の申出があります。

申出書を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議会閉会中の継続審査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査検討を要するものと認められますので議会閉会中もなお継続審査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1 陳情第3号 「会津坂下町議会議員政治倫理条例の制定」に関する陳情書  
令和4年9月14日

総務産業建設常任委員会委員長 佐藤 宗太  
会津坂下町議会議長 水野 孝一様

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、総務産業建設常任委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第20、継続調査の申出を議題といたします。

議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴特別委員会及び新庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第3回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日から本日までの14日間の審議を経て、本日を迎えることができましたことについて心より御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は21件でありましたが、人事案件をはじめ、条例の改正、一般会計並びに各特別会計の決算認定、補正予算等の全議案について、原案のとおり議決を賜り、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に、議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言は町民の声でありますので、早期に実施可能な取組につきましては、速やかに着手してまいります。

新庁舎の建設につきましては、町民の生命と財産を守り、持続可能なまちづくりを進める拠点でありますので、まちづくり懇談会や町民アンケートを通し、より多くの方々のご意見をお聞きしながら、建設場所について、12月までに結論を出したいと考えております。

また、只見線の全線再開通につきましては、重要な観光資源でありますので、プロモーションや特別列車の運行等によって、利用客増加を図るとともに、町民の皆様にもより身近に感じていただくため、町民の乗車を促進する取組も実施してまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これもちまして、令和4年第3回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午前11時54分）

なお、午後1時より、議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催します。

議会運営委員会終了、大体1時20分より、議会全員協議会を大会議室において開催いたしますので、関係者はご参集願います。



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月14日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員